

香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金の概要

令和2年10月12日

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少した県内公共交通の利用回復を緊急的に支援するため、交通事業者等が行う「新しい生活様式」に対応した利用促進の取組みや、安全・安心な運行（航）を継続するための取組み等に対して補助金を交付するもの。

2 補助対象事業者

次のいずれにも該当する事業者であること。

(1) 次のいずれかに該当する事業者であること。

- ア 鉄道事業者・・・鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に定める第一種鉄道事業を経営する者（鉄道の種類は、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第4条第1項の普通鉄道に限る。）で、かつ、県内に本社を有するもの
- イ バス事業者・・・道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業又は同法第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの
- ウ タクシー事業者・・・道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有するもの
- エ 空港運営会社・・・民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第2条第5項に定める国管理空港特定運営事業を経営する者で、かつ、県内に本社を有するもの

(2) 交付申請時及び実績報告時に前号の該当する事業を休止し、又は廃止していないこと。

3 補助対象経費

補助対象となる事業は、事業者区分ごとに、以下のとおりとする。

事業者区分	補助対象事業
鉄道事業者	(1)利用促進事業 (2)広報宣伝事業 (3)旅行商品企画・造成事業
バス事業者、タクシー事業者	(1)利用促進事業 (2)広報宣伝事業 (3)旅行商品企画・造成事業 (4)安全・安心運行事業
空港運営会社	(1)利用促進事業 (2)広報宣伝事業 (3)旅行商品企画・造成事業 (4)安全・安心運航事業

それぞれの補助対象事業について、具体的に補助対象となる経費は以下のとおり。

(1) 利用促進事業

「新しい生活様式」に対応して行う、車両や施設の感染症予防対策、調査・実証、先進機器の導入など利用促進につながる事業の実施に要する経費

- ・ 車両や駅の抗ウイルス加工
- ・ MaaS やキャッシュレス決済の調査・実証、導入
- ・ 利用促進キャンペーンやイベントの開催 など

(2) 広報宣伝事業

「新しい生活様式」に対応した公共交通の、利用者に対する広報宣伝に要する経費

- ・ 広告やチラシ等の制作、掲載
- ・ CMやデジタルサイネージ等の制作、放映 など

(3) 旅行商品企画・造成事業

「新しい生活様式」に対応した、新たな旅行商品の企画・造成に要する経費

(4) 安全・安心運行（航）事業（バス事業者、タクシー事業者、空港運営会社）

- ・ 事業用車両の点検及び維持・修繕に要する経費
- ・ 航空機の離着陸に必要な基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロン）の点検及び維持・修繕に要する経費

※ 利用促進事業、広報宣伝事業、旅行商品企画・造成事業は、原則として県内向けに行うものに限る。

※ 空港運営会社については、(1)から(3)の事業に係る補助対象経費の合計額が、補助対象経費の総額の2分の1を超えなければならないものとする。

※以下のものは、補助対象経費に含めることができない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税・ 国、地方公共団体等が実施する他の補助金（本補助金と同様に、感染症の影響により利用者が減少した県内公共交通の利用回復を緊急的に支援することを目的として、県内市町が交付する補助金のうち、本補助金との併用を想定したものを除く。）の交付を受ける事業に要する経費・ 直接人件費（社員自ら調査や商品の企画造成等を行った場合の人件費等）・ 汎用性の高い備品等の購入経費（事務用のパソコン、テレビ、タブレット等）・ 租税公課・ 物品やサービスなどの支払先や支払内容が確認できない（領収書、レシート等がない）経費・ 令和2年4月1日より前に実施した事業の経費・ 先進機器等設置後の維持・管理に係る経費・ その他、公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費 |
|--|

4 補助金の算出方法

下記の補助対象経費の限度額と補助対象経費の総額のいずれか低い額に、補助率（10分の10）を乗じて得た額

事業者区分	補助対象経費の限度額
鉄道事業者	20,000 千円
バス事業者	事業者が使用する事業用車両（定員 11 人以上の車両）数に 100 千円を乗じて得た額
タクシー事業者	事業者が使用する事業用車両（定員 11 人未満の車両）数に 50 千円を乗じて得た額
空港運営会社	20,000 千円

5 申請手続き

○申請の受付期間

令和2年10月12日（月）から令和3年2月1日（月）まで<消印有効>

○申請に必要な書類等

交付申請書、暴力団排除に関する誓約書等の様式は、下記の県のホームページからダウンロードしてください。

【香川県ホームページ】

香川県トップページ > 事業者の皆さま向け > 助成/補助/貸付/認定/賞 > 「香川県公共交通利用回復緊急支援事業費補助金について」

○添付書類

- ・ バス事業者及びタクシー事業者は、使用している車両の自動車検査証の写しを添付してください。
- ・ 補助金交付要綱第3条第1号の事業を経営していることを証明する書類（許可書の写し等）を添付してください。
- ・ 暴力団排除に関する誓約書を添付してください。
- ・ その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

○受付方法

申請書類は、申請先（問合せ先）宛てに提出してください。

【申請先（問合せ先）】

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10 香川県庁舎東館5階
香川県交流推進部交通政策課 総合交通グループ
TEL:087-832-3131 FAX:087-831-9606 e-mail:kotsu@pref.kagawa.lg.jp
業務時間：8：30～12：00、13：00～17：15
（土・日・祝日及び年末年始の閉庁日を除く。）

●募集上の注意

- ・ 同一事業者が、同一内容で、本制度以外の国、県などの補助制度を活用する場合には、本制度の補助対象にはなりませんので、ご注意ください。
- ・ 同一事業者が本補助金を申請できるのは、1回限りとします。

6 交付決定

県は提出された補助金交付申請書の内容を審査し、適切であると認めるときは、「補助金交付決定通知書（様式第2号）」を送付します。

7 交付決定後の注意事項

補助の対象となる事業は、令和2年4月1日（水）以降に実施した事業のみです。

8 実績報告

県からの交付決定を受けた後、事業が完了した場合には、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、「事業完了実績報告書（様式第7号）」を提出してください。

9 補助金の交付

補助金の支払いは、補助金実績報告書に基づき、実施された事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、請求書を提出していただく必要があります。

10 その他

事業の実施に当たっては、補助金交付要綱を十分ご確認ください。

【参考】 補助金申請フローチャート

